

姫路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の内容について【重要事項抜粋】

規定	項目	要点説明
6条	一般原則	小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者を対象とする事業
10条	面積要件	児童1人につき、概ね1.65㎡以上の専用区画を確保(事務所、倉庫、台所、トイレ等は除く。) <専用区画> 部屋面積60㎡-事務所3㎡-倉庫3㎡-キッチン3㎡-トイレ・手洗い場8㎡=専用区画43㎡ 専用区画43㎡÷1.65㎡=26人(定員の上限)
11条	職員の資格要件	放課後児童支援員の配置 <条件> ・11条3項に該当する者 ・都道府県知事が行う研修を修了した者(経過措置あり)
	支援の単位	支援の単位を構成する児童数は、概ね40人以下 <補足> 毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申込みをした児童)の人数 A に、一時的に利用する児童(塾、習い事、保護者の就労状況等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童)の平均利用人数 B を加えた数 * A+B≤40人であること。
	職員の数	2人以上(1人以上は放課後児童支援員)
15条	運営規程	事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 <規定すべき事項> ①事業の目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務の内容 ③開所している日及び時間 ④支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ⑤利用定員 ⑥運営の事業の実施地域 ⑦事業の利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他事業の運営に関する重要事項
その他	運営主体	特定の思想や宗教等に偏ることのないこと。
	事業内容等	目的が異なるもの(スポーツクラブや塾など)、特定の者が対象となるもの(卒園生のみを対象)は放課後児童健全育成事業の対象外